

## 道徳の「特別の教科」化にみる道徳教育観 －「人格の完成」と「個人の尊厳」に着目して－

小川 智瑞恵

はじめに

「特別の教科である道徳」の授業が小学校では2018年度、中学校では2019年度より完全実施される。戦前の教科としての「修身」は戦後改革期に再開されず、「教育の全面」において実施するという全面主義の方針が採られた。1951年に文部省が著した「道徳教育のための手引き書要綱」では、道徳教育の目的と内容は民主主義的なものとし、子どもの経験に即し現実的な問題を解決する指導法を通して「個人の価値と尊厳、個人の人格、人権の尊重」を目標とするよう<sup>1</sup>1947年に公布された教育基本法に呼応する道徳教育の在り方が示されている。1958年になると、小・中学校の教育課程に「道徳」が一つの領域として位置づけられた。「道徳」特設から60年、「特別の教科 道徳」が小学校で完全実施される年度を迎える。本稿では、「道徳」の「特別教科」化に至る経緯をたどり、道徳教育の目的である「人格の完成」と「個人の尊厳」との関係、および道徳教育と道徳科の教育目標とのかかわりを考察し、道徳科の指導法を探求するため具体的な教材にあらわれる「個人の尊厳」を軸とした人間観を読み取りたい。

### 1 道徳の「特別の教科」化に至る経緯

まず、道徳の「特別の教科」化に至る近年の経緯を振り返っておきたい。2000年12月、小渕内閣に首相の私的諮問機関として設置された

教育改革国民会議は「教育改革国民会議中間報告—教育を変える17の提案—」において「学校は道徳を教えることをためらわない」として「小学校に『道徳』、中学校に『人間科』、高校に『人生科』などの教科を設け、専門の教師や人生経験豊かな社会人が教えられるようにする」と述べた<sup>2</sup>。

2006年11月、第1次安倍内閣に設置された教育再生会議は有識者委員一同の名で「いじめ問題への緊急提言—教育関係者、国民に向けて—」を発表し、いじめ問題に「『社会総がかり』で早急に取り組む必要がある」という見解を示した。

同年12月22日には、1947年に公布された教育基本法（以下、1947年教育基本法と記す）が全部改正され、あらたな教育基本法（以下、2006年教育基本法と記す）が公布される。

2007年6月には教育再生会議は「第二次報告」において「全ての子供たちに高い規範意識を身につけさせる」ため、「国は、徳育を従来の教科とは異なる新たな教科と位置づけ、充実させる」と提言した。ただし、点数での評価はしないこと、小・中学校ともに学級担任が指導し、中学校でも専門の免許は設けないとした。さらに教育再生会議は、2007年12月には、「第三次報告」において「徳育を『新たな枠組み』により教科化し」、「新しい教育基本法の下で、社会総がかりで、徳育の充実に取り組む」と重ね

て提言した。

2008年1月、中央教育審議会は、答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」をまとめた。答申では、「自分に自信がもてず、将来や人間関係に不安を感じているといった子どもたちの現状を踏まえると、子どもたちに、他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で、これらと共に生きる自分への自信をもたせる」ため、「自分や他者の感情や思いを表現したり、受け止めたりする語彙や表現力」を養う「国語をはじめとする言語の能力」や「地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動など」と並んで、「人間としての尊厳、自他の生命の尊重や倫理観などの道徳性を養う」ため、道徳教育を活性化する必要が認められた。道徳の時間を「特別の教科として位置付け、教科書を作成することが必要」という意見がある一方、「道徳の時間は現在の教育課程上の取扱いを前提にその充実を図ることが適当」、「学校では、地域ごとに特色ある多様な教材が使用されており、教科書を用いることは困難」といった教科化の必要性を認めない見解もみられ、道徳教育改善の打開策は「教材の充実」に求められた。

道徳の「特別の教科」化への次の段階は、第2次安倍内閣において2013年1月に首相官邸に設置された諮問会議、教育再生実行会議がいじめ問題対策のため道徳の教科化を提言したことに始まる。

2011年10月11日、天津市立中学校2年男子生徒が自死、2012年8月25日に天津市立中学校におけるいじめの実態を明らかにすべく第

三者調査委員会が設置され、同委員会は2013年1月31日、『調査報告書』を発表した。

そのようななか、教育再生実行会議は2013年2月、第一次提言「いじめの問題等への対応について」をまとめ、「いじめの問題が深刻な事態にある今こそ、制度の改革だけでなく、本質的な問題解決」に向けて「道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う」と述べ、「社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定」を提言した。2013年6月28日、いじめ防止対策推進法が公布される。

2013年3月、教育再生実行会議の提言を踏まえ、道徳教育の充実を検討する目的で、「道徳教育の充実に関する懇談会」が文部科学省に設置された。

道徳の充実に関する懇談会は、10回にわたる会議を重ね、2013年12月に報告「今後の道徳教育の改善・充実方策について～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるため～」をまとめた。報告では、グローバル化や情報通信技術の進展、少子高齢化、自然災害の発生など「与えられた正解のない社会状況に対応しながら、一人一人が自らの価値観を形成し、人生を充実させるとともに、国家・社会の持続可能な発展を実現していく」ために、「絶え間なく生じる新たな課題に向き合い、自分の頭でしっかりと考え、また他者と協働しながら、より良い解決策を生み出していく力が不可欠」であるとした。いじめ問題についてもその防止の観点から「人間の在り方に関する根源的な理解を深め」という価値観の形成が重視され、「社会性や規範意識、善悪を判断する力、思いやりや

弱者へのいたわりなどの豊かな心を育むこと」が目指される。さらに、グローバル社会の一員としても、社会の各分野で要請されるあらゆる専門能力の育成の観点からも、「人間として踏まえるべき倫理観や道徳性」がその基盤として「一層重要になる」と指摘された。

そのような道徳性を育てるために有効な指導法として「自分自身も社会に参画し、役割を担っていくべき立場にあることを意識させたり、社会の在り方について多角的・批判的に考えさせたりするような、社会を構成する一員としての主体的な生き方に関わる教育（いわゆるシティズンシップ教育）」が挙げられた。これははじめ防止に主体的に子どもたちが取り組む上でも重要とされる。ほかに、「道徳教育の指導に当たっては、より現代的で児童生徒の実生活に即したテーマの素材や、特に小学校高学年や中学校では、現実社会で顕在化している生命倫理や情報倫理、環境問題など、多様な価値観が引き出され考えを深めることができるような素材ももっと積極的に活用されるべき」と教育内容への提言もなされる。同時に、そのような指導法や教育内容を通して、「改めて言うまでもなく、道徳教育は、児童生徒に特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず誰かの言いなりになるような人間を作ったりすることを目指すものではない」と強調された。

したがって道徳の時間は、第一に、「人格全体にかかわる力の育成という性格に照らし、数値による評定はなじま」ず、「道徳教育については、一人一人の道徳性を培うものであり、道徳性はきわめて多様な心情、価値、態度等を前提としていることにかんがみれば、数値による

評価を行うことは不適切であり、この考え方は引き続き維持すべきである。また、児童生徒の内面そのものを評価の対象としたり、入学者選抜等の他の判断の基礎としたりすることについても厳に慎むべき」ことが主張される。第二に、「児童生徒に日常密接にかかわっている学級担任を中心に授業を行うことが適切と考えられ」ところは「従来の教科とは異なる特性」があると指摘された。第三に、「学校の教育活動全体を通じた道徳教育の要としての役割」という「教科にはない使命」があるという理由から、例えばとして、「『特別の教科 道徳』（仮称）」を新たに教育課程に設け、「児童生徒の多角的・批判的な思考力・判断力・表現力等の発達の観点等に十分配慮した創意工夫ある良質な教科書」の導入や「道徳教育の特性にかんがみ、地域や学校の実態を踏まえて、教育委員会・学校や民間等の作成する多様で魅力的な教材が合わせて活用されることが重要」とする、今日の「特別の教科 道徳」に通じる提言がなされた。

道徳教育の充実に関する懇談会の報告を受けた文部科学大臣は2014年2月に中央教育審議会に諮問、中央教育審議会は初等中等教育分科会教育課程部会の下に新たに設けた道徳教育専門部会で審議を重ね、有識者や国民から意見を募り、教育課程部会や総会での審議を経て2014年10月に答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を提出した。答申では、「道徳教育をめぐるっては、児童生徒に特定の価値観を押し付けようとするものではないかなどの批判が一部にある。しかしながら、道徳教育の本来の使命に鑑みれば、特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよ

う指導したりすることは道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」と道徳教育の充実に関する懇談会と同様の考え方を示し、「むしろ、多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」と「考え続ける」ことを重視する。児童生徒の発達段階に応じて社会のルールやマナー、人としてしてはならないことなどについてはしっかり身につけさせることは必要不可欠としながら、「これらの指導の真の目的は、ルールやマナー等を単に身に付けさせることではなく、そのことを通じて道徳性を養うこと」にあること、「ルールやマナー等の意義や役割そのものについても考えを深め、さらには、必要があればそれをよりよいものに変えていく力を育てる」ことを道徳教育の目標とするという見解を示す。その上で、小学校および中学校における道徳の時間を「特別の教科 道徳（仮称）として位置付ける」という道徳教育の充実に関する懇談会の提言を支持する。

中央教育審議会の答申を受けて、2015年3月27日、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布され、「道徳」にかわって「特別の教科である道徳」が教育課程に位置づけられ、小学校では2018年4月より、中学校では2019年4月から施行されることとなった。宗教系の私立の小・中学校では宗教をもって「特別の教科である道徳」に代えることができるのは従来通りである。小・中学校学習指導要領および特別支援学校小学部・中学部学習指導要領は、同日、文部科学省告示によって一部改正された。

「道徳科」と表記される「特別の教科である道徳」および「(仮称)」が外された「特別の教科 道徳」は、中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を受け止めて、「発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題と捉え向き合う『考える道徳』、『議論する道徳』へと転換を図るもの」と唱えられた<sup>3</sup>。

この間、2014年4月に文部科学省は、同省作成の道徳教育用教材「心のノート」を全面改訂した「私たちの道徳」を全国の小・中学校に配布した。2017年3月24日には2018年度から小学校で使用される教科書について、道徳の「特別の教科」化後初めてとなる検定結果を文部科学省は発表した。

道徳の「特別の教科」化への近年の経緯のなかで、深い人間観をもって現実の課題に応答しうる個人、自他の人格や権利を尊重する社会を形成する主権者の育成を道徳教育に求めるというひとつの方向性を見出すことができよう。

## 2 学習指導要領における道徳教育の目標

次に、道徳教育の目標は学習指導要領および学習指導要領解説においてがどのように捉えられているかみていきたい。2015年の小・中学校それぞれの『学習指導要領解説』の『総則編』および『特別の教科 道徳編』ともに、道徳の「特別の教科」化にあたって、「我が国の教育は、教育基本法第1条に示されているとおり『人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われ』るものである。人格の完成及び国民の育成の基盤となる

(も) のが道徳性であり、その道徳性を養うことが道徳教育の使命である」と述べることから始まる<sup>4</sup>。さらに、「道徳教育は、人が一生を通じて追求すべき人格形成の根幹に関わる」と同時に「民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支えるもの」であること、「道徳教育を通じて育成される道徳性、とりわけ、内省しつつ物事の本質を考える力や何事にも主体性をもって誠実に向き合う意志や態度、豊かな情操などは、『豊かな心』だけでなく、『確かな学力』や『健やかな体』の基盤ともなり、「生きる力」を育むために極めて重要なものである」と位置づけられる<sup>5</sup>。

このように道徳教育が教育基本法第1条に示された教育の目的と不可分であることがまず確認され、「生きる力」を育成する一環として、道徳教育の目標と道徳科との関連が学習指導要領の第1章の総則の第1の2の(2)に次のように記される。

道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、「特別の教科」である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者

と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする<sup>6</sup>。

このような道徳教育を進める上での留意事項の最初に「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かすことが挙げられる<sup>7</sup>。「人間尊重の精神」とは、「生命の尊重、人格の尊重、基本的人権、人間愛などの根底を貫く精神」であり、「日本国憲法に述べられている『基本的人権』や、教育基本法に述べられている『人格の完成』、さらには、国際連合教育科学文化機関憲章（ユネスコ憲章）にいう『人間の尊厳』の精神も根本において共通するもの」を意味する<sup>8</sup>。

道徳教育において重視される「人格の完成」は、2006年教育基本法にみられるが、1947年教育基本法から引き継がれた文言である。

ここで、1947年公布当時の「人格の完成」にこめられた人間観や教育観の歴史的背景について、「戦後教育制度を創造し推進する立場から解釈を展開する意欲的な面」が再吟味に足り受け継ぐべき点が少なくない<sup>9</sup>、とされる『教育基本法の解説』から確認しておきたい<sup>10</sup>。『教育基本法の解説』は、文部省調査局長辻田力と、教育基本法制定時に文部省調査局参事を務めた東京大学法学部教授田中二郎が監修し、その二人を顧問として内外の教育法令の研究を目的とした文部省調査局審議課員から成る教育法令研究会の安達健二をはじめとするメンバーが執筆や調査、校正を担当し、教育基本法が公布された1947年の12月25日に発行された。序文で田中二郎は、教育基本法が「国民の総意と

責任のもとに制定された」と戦前の勅令主義からの転換を強調する。それは取りも直さず個人の尊厳性に目覚め真の民主主義と平和主義へと日本人みずからが転換したことを意味する。その理解のもとに、教育基本法が正しく理解され、より完全なものに近づくことを願って刊行する解説書である、と述べる<sup>11</sup>。

『教育基本法の解説』では、戦前の教育に伴う弊害は「根本において、個人の自覚がなく、個人の尊厳と価値との認識に欠け、国家協同体の真の目的と任務とが十分理解されていなかったことによるものである」<sup>12</sup>という分析に基づき、これからは個人の尊厳を重んずることを教育の基礎としなければならないと唱える。「個人の尊厳」とは「人間は人間たるの資格において『品位』を備えているのであって、何か他のものと代えられるような『価格』を有する物件とは本質的に区別せられる。いかなる境遇、身分にあらうともすべての個人が人間として持っているこの品位」をいう。個人の尊厳を重んじるとは、「教育が人間を人間たらしめるものであり、人格の完成をめざ」すということを教育の目的に、「学生、生徒を人間らしく取り扱わなければならない」ということが教育方法となる。個人の尊厳をたつとぶ教育の本道に立ち返るための基調となるのが「真理と平和を希求する人間の育成」という教育理念である。何より先に「人間」というのが大事なのであって、まずよき人間でなければならず、それがよき国民となる<sup>13</sup>。したがって人格の完成は「個人を単なる国家の手段と考えるところには」成り立たない<sup>14</sup>、という見解が示された。

中学校社会科の学習指導要領をみると、公民

的分野の目標の第一項目冒頭に「個人の尊厳と人権の尊重の意義」とある。ほかにも「私たちと現代社会」を学ぶ上で身につけるべき知識として「個人の尊厳と両性の本質的平等」がある。このような学習は、社会科における道徳教育となる<sup>15</sup>。

高橋和之は「日本国憲法を世界史的に展開する立憲主義の潮流に掉さすものとして理解するとき、その核心を構成する基本価値は『個人の尊厳』(24条参照)である」と述べる。「日本国憲法の依拠する基本価値は『個人の尊厳』であり、憲法は個人の尊厳を基礎に置く社会を実定法秩序により保障していこうとするプロジェクトなのである」と解説する<sup>16</sup>。

「個人の尊厳」を重んじるところに歴史的・思想的背景をもつ「人格の完成」は進められる。ここに道徳教育の立脚点であり目標をあらためて見出すことができよう。そのような道徳教育の目標に基づく道徳科は、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」<sup>17</sup>ことを目標とする。「人間としての生き方」は「人間とは何かということについての探求とともに深められる」という<sup>18</sup>。

では、次に、道徳科ではどのような教材が人間としての生き方を考えるために生かされるのか検討していきたい。

### 3 道徳科に用いられる教材について

道徳科では教科書が使用されることになるが

教材開発も推奨されている。教材について学習指導要領では「生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと」<sup>19</sup>と述べられる。教材の開発については「日常から多様なメディアや書籍、身近な出来事等に関心をもつとともに、柔軟な発想をもち、教材を広く求める姿勢が大切である」と、「多様な教材の開発」が重視されている<sup>20</sup>。

どのようなもの教材として生かしうるかに関しては、教育基本法や学校教育法などの法令に従ったもので、生徒の発達の段階に即していること、公正に多様な見方や意見を取り上げることと並んで、「人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること〔下線は筆者による〕」が挙げられる<sup>21</sup>。

「人間尊重の精神」については、「道徳教育の目標の中で一貫して述べられていることであり、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権、人間愛などの根底を貫く国境や文化なども超えた普遍的な精神である」<sup>22</sup>とその意味するところが述べられ、教材選定においても重要であることが強調される。ところで道徳の時間が設けられた1958年の学習指導要領では、「道徳」の目標は「人間尊重の精神を一貫して失わず」から始められた。「人間尊重の精神」という言葉に「生命に対する畏敬の念」が並んで表記されるようになったのは1989年の学習指導要領からであり、人間尊重の精神を深化させるものという意味をもつとされた。「生命に対する畏敬の念」は、

「生命のかけがえのなさに気づき、生命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶことを意味」し、「生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うこと」が「生徒の自殺やいじめに関わる問題、環境問題など」を根本的に考える上でも道徳教育上でもとりわけ重要とされている<sup>23</sup>。

「よりよく生きる喜びや勇気を与えられるもの」については、道徳科の学習は、「人生いかに生きるべきか」という生き方の問いを考えると言い換えることができ、道徳科の指導においては、生徒のよりよく生きようとする願いに応えるために、生徒と教師が共に考え、共に探求していくことが前提となる」という捉えられ方が示されている<sup>24</sup>。

ホスピスケアの取り組みから「個人の尊厳」を考える教材

次に、「人格の完成」と分かち難く結びついている「個人の尊厳」を多面的に感じ考えられる教材を具体的に考察したい。

今回は学校向け放送番組などを閲覧できるNHK for schoolのなかの小学校高学年から中学生を対象とした道徳教育番組「ON MY WAY」で視聴できる教材を対象としたい。ON MY WAYは、人生の途上でさまざまな困難に立ち向かう主人公が挑戦するなかで何を考え、どう行動したのかに迫ることによって、その姿から「未来を切り開くためのヒント」を得てほしいという趣旨で作成された10分間のドキュメンタリー番組である。広瀬信は「道徳的価値にかかわる具体的な生きざま」を提示するノン・フィクションおよびフィクションは、個人的経験に差がある子どもたちに「道徳的価値

にかかわる具体的な生きざま」を提示する共通の教材として重要であり「子どもたちに新鮮な感動を与えることができる多様な教材を、たくさん発掘していくことが大切」であると指摘する<sup>25</sup>。

番組では毎回シンガーソングライターのmiwaさんがナビゲーターをつとめる。ウェブサイトでは映像資料だけでなく、教師向けにワークシートや授業プラン、指導用資料も準備されている。今回は2017年6月23日と30日に放映された「人をおもいやるには何が必要なんだろう？」というタイトルの教材を取り上げる。「末期がん患者が最期を過ごすホスピスで、患者の希望する食事を提供する『リクエスト食』。それを取り仕切る管理栄養士・藤井映子さんが患者の思いを叶える姿を追う」という内容で、大阪市にある淀川キリスト教病院ホスピス・子どもホスピス病院における緩和ケア<sup>26</sup>の一環に取材したものである。ウェブサイトでは次のように内容が紹介される。

今回の主人公は、管理栄養士の藤井映子さん。藤井さんは、末期ガンの患者が最期を過ごす、ホスピスで「リクエスト食」という取り組みをする。週1回患者が食べたい物を何でも注文できるという食事。普通の病院では出さないような生物や揚げ物等も提供する。ある末期ガン患者・浜田洋子さん（仮名）は若い頃ご主人とデートで食べたエビフライを注文。藤井さんは、その背景にある甘酸っぱい思い出をじっくりと聞き取る。料理を通して幸せな時間を思い出してもらいたいからだ。藤井さんをはじめ病院スタッフが、料理

作りに尽力する姿を追う<sup>27</sup>。

映像資料のなかで、ホスピスについては「治療の困難な末期がんの患者さんが、のこされた最後の時間を過ごす場所です」と説明される。「リクエスト食」とは、毎週土曜日の夕食は患者の希望に応じて何でも準備し提供するという取り組みである。映像のなかでホスピス医師の池永昌之さんは「そのときの患者さんの笑顔、家族の笑顔。食事だけでなく、そのまわりにあるいろんな思い出にふれられる。その人らしく生活してもらうためには大事」と説明する。

浜田さんによりよい時を過ごしてほしいという願いが動機となってリクエスト食にまつわる思い出に耳を傾けて聴き入るなかで、浜田さんの経験が分かち合われ、共感をもって受け止められる対話のなかで浜田さんは人生をあらためて喜ばしい気持ちで振り返る。浜田さんのお話はチームのスタッフに伝えられる。調理師の高藤信二さんは浜田さんの思い出の一品に近づくよう買い出しや調理方法を工夫しエビフライを揚げる。藤井さんや高藤さんたちの見守るなか、浜田さんはエビフライをおいしいとほおぼる。藤井さんは、「たかが食事かもしれないけど、そこから元気を取りもどしてくれたりする。少しでもその方にとっていい関わりになれたかなと思えたときに、感激しますし、よかったと思いますね」と語る。浜田さんへのために働くスタッフの姿には尊厳ある労働であることが感じられる。この教材のなかではないが、「リクエスト食」は「私はあたなのことを大切に思っている」というおもいを栄養士や調理師が考えた表現のひとつの形、と池永医師は語る<sup>28</sup>。患者



さんの容態は急変することがある。調理師の高藤さんは、「切ない時もようけあるんですけど作っている時はそんなこと考えないですね。食べる人には満足してもらおう。そうでないと作る張り合いというか喜びがないですもんね」<sup>29</sup>、「食事が可能な方には少しでも喜んで口してもらいたい」<sup>30</sup>と語る。藤井さんや高藤さんたちの様子から尊厳ある生に寄り添う働きには喜びが伴うことを子どもたちが感じ取れる教材でもある。

ウェブサイトには大阪府貝塚市立第五中学校の荊木聡教諭の授業プランが掲載されていて参考になる。「人を思いやるには何が必要なんだろう？」と題された授業プランでは、学習指導要領の内容項目「温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ」(2 - (2) 2008年学習指導要領、2017年学習指導要領ではB(6))がねらいとされ、「リクエスト食に関わる専門家チームの温かな姿勢や細やかな活動を通して、末期患者に幸せな時間を届けて人間の尊厳を守っていききたいという熱い思いや願いに気付き、深い人間理解に基づく思いやり精神を具体的な形として実現しようとする道徳的心情を育む」ことが目指される。「『ホスピス』の意味を知り、『最後のリクエスト食』の存在を知る」ことから授業を始めるにあたり、ホスピスとは「人生最期の場所であり、退院は死亡時」であると記されている。

#### 4 教材の背景として－ホスピス運動

ホスピスは、ホスピタル (hospital) やホテル (hotel)、ホスピタリティ (hospitality) などと同様ホスピチウム (hospitium) というラ

テン語に由来する言葉である。

ホスピス精神の起源は古代ローマ時代にさかのぼり、キリスト教徒が迫害の激しい最中に「これらの最も小さい者の一人にしたのは、私にしたのである」という聖書の言葉を動機として社会の最底辺の人びとに手を差し伸べていた姿にたどれる。その「兄弟愛」は迫害者であるユリアヌス帝に感銘を与えるほどのものだった。380年頃、ローマの貴族でキリスト教徒である女性が、巡礼者が旅装をといて疲れを癒すために食事と宿泊が提供をする施設をローマ港の近くにつくったのが古代ローマのホスピスとして今日知られている。キリスト教徒たちの「ホスピスの愛の実践」はローマ帝国の東西分裂後も途絶えなかった。巡礼者や旅人を泊めたり看護したりする施設としてのホスピスは町々に点在していた。東ローマ帝国では4世紀にギリシャ修道院制度の父バシレイオスがカイサレアに最古の病院のひとつと言われる病院施設に、西ヨーロッパでは6世紀に「ヨーロッパ修道士の父」と呼ばれたベネディクトスがモンテカシノに立てた修道院に併設された病院にも受け継がれ広まった。12世紀にはエルサレムの聖ヨハネ修道会のホスピスでは「私たちの主人である病人をもてなし看護する心得」について具体的に記された「病気の巡礼者を介護する心得」がまとめられた<sup>31</sup>。

中世の病院を表す「ホスピス」というラテン語は主人と客の両方を意味し、「相互関係に光を当てるものとして興味深い」と指摘されている<sup>32</sup>。

16世紀の宗教改革後には多くの修道院が閉鎖されたのに伴いホスピスは一時衰退するもの

の、ホスピス精神は細々とながら守られ17世紀にフランスのサン・ヴァンサン・ド・ポール神父によって現代ホスピスへ継承されることとなる。ポール神父はパリにヴァンサン女子修道院、さらに「慈善の姉妹たち」という看護修道院を創設した。後に、看護師を志す若きフローレンス・ナイチンゲールはパリで修道女たちと交じって活動するなかでその人間性あふれる医療と看護活動に感銘を受ける。看護修道院の初期の指導者が掲げた「キリストは病人のうちにられる故、私たちは病人に仕える。病人は『家の祝福』である」という看護の精神は、19世紀の中頃、修道女メアリー・エイケンヘッドによってアイルランドに伝えられ、ここで初めて末期患者のケアのための施設がホスピスと呼ばれた。近代ホスピス運動はこうして始まり、1905年にはロンドンに聖ジョセフ・ホスピスがつくられ、オーストラリアやアメリカにも広がった<sup>33</sup>。

現代ホスピス運動は、シシリー・ソンドース博士<sup>34</sup>が1967年に設立したセント・クリストファー・ホスピスに始まる。同じころアメリカの精神科医E・キューブラー・ロスが著した『死ぬ瞬間』もホスピス運動に大きな影響を与えた。「現代ホスピスの母」ともよばれるソンドース博士は患者の身体的苦痛の緩和に取り組んだが、患者は身体的苦痛が和らいでも、家庭や社会的地位の喪失からくる疎外感や経済的な問題からもたらされる社会的苦痛、病態や治療の過程などに味わう不安やうつ状態、怒りや恐怖といった精神的苦痛、苦しみの意味や人生の意味への問いなどのスピリチュアル・ペインが患者の苦痛となっていると知った。ソンドース

博士はこの四つを「全人的苦痛 (Total Pain)」と総称し、全人的なケアを患者とその家族に実施した。今日、医師や看護師、栄養士、調理師、理学療法士、神父、牧師、ソーシャルワーカー、歯科医師、音楽療法士、ボランティアなどから成るスタッフが互いに平等な関係で、患者の人間としての尊厳を大切にして「思いやりにあふれたチーム・ケア」が重視される。家族もケア・チームの対等な要員としたチーム・アプローチが目指されている<sup>35</sup>。

医学の発達に伴い死は「生への不可逆な一時点の出来事」ととらえられ、もはや治療不可能な状態や死は「医療の敗北」であり人生や人間の敗北にほかならないという医療従事者にとっても患者やその家族にとっても重圧と不信をもたらす死への受け止め方が広がっていた。そのようななかで、ソンドース博士たちのホスピス運動は、「医療によって分断された生と死」を患者自身のものとして取り戻すため、「医療を手段にしながら〔生と死を〕再構築する仕事」となった<sup>36</sup>。一方、末期状態になって生きている意味を見出せないと思った時に自ら死を選ぶ決定権を有することが人間らしい死と考える安楽死運動に対しては、ホスピス運動は「死を望む患者が『生きたい』と思えるような『ケアのコミュニティ』をその周りにつくりだすこと」こそが人間の尊厳ある生き方を示す現実となった<sup>37</sup>。

このようなソンドース博士たちのホスピスケア・緩和ケアは、WHO（世界保健機関）による癌末期の痛みの緩和・克服への取り組みにも影響を与えた<sup>38</sup>。今日では、末期の患者だけでなく、WHOにおいて「緩和ケアとは、生命を

脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、疾患の早期より痛み、身体的問題、心理社会的問題、スピリチュアルな問題に関してきちんとした評価をおこない、それが障害とならないように予防したり対処したりすることで、クオリティー・オブ・ライフを改善するためのアプローチである」と定義されているように、診断時から延命治療と同時並行で実施されるものと位置づけられている<sup>39</sup>。

このような緩和ケアの考え方は文部科学省による『がん教育推進のための教材』でも病気には体の苦痛と心の痛みが伴うこと、そのような苦痛をもつ患者と家族に早期から緩和ケアは関わることが子どもたち向けに記されている<sup>40</sup>。

## 5 教材が問いかけること－ホスピスケア・緩和ケアの人間観、目指す社会

「ホスピスケア、緩和ケアはなぜ必要なのでしょうか」と山崎章郎は学生たちに向けて問いかける<sup>41</sup>。日本のホスピス黎明期にホスピスに関する二冊の本を監訳した岡村昭彦<sup>42</sup>は、「ホスピスケアは人間がこの複雑な未来をどう生き、どう死んでゆくかにつながる重要な」問いかけであり、課題をもちつつも平等意識を真髄とするヴィジョンを示す人権運動と捉えた<sup>43</sup>。山崎は、「ホスピスケアを通して、人間がどのような危機的状況、絶望的な境地に陥ったとしても、自分と周囲の人々との関係性のなかで、誰もが生きる意味や価値を再び見つけることができるのだし、人間として自分の生きた証のようなものを周りの人たちに伝えることができるのだ、ということを示すことができるからです。／医療制度の限界だから、治療の望めない人は

もうあきらめてくださいということではなく、最後に、生きてきて良かったと思えるような社会を目指すべきではないか。ホスピス、緩和ケアというのは、そういう運動の意味合いを持っている。「これ以上生きる意味が見えないと思ったときに、人は死にたくなります。そのときに必要なものは、～追いつめられてしまったその人の苦悩に共感する人がいて、その人の語ることに耳を傾け、理解しようとする人がいてくれれば、死なないで済むかもしれない。一緒に生きていきますよとそこで約束する、それができれば、人間が本来持っている機能、スピリチュアリティの力がだんだんと働きだします。今までとまったく同じ状況に見えたとしても、新しい価値、新しい関係性のなかに生きる意味を見出すことが可能になるのです」と述べる<sup>44</sup>。

## おわりに

教育には「人間のきずつきやすさ（ヴァルネラビリティ）と表裏一体のものとして成長を見る眼が必要だ」と鶴見俊輔はいう<sup>45</sup>。ケアは、「困難や痛みを抱える他者に注意を向け、関心をもち、責任をもち、愛着をもって養い、世話し、気遣い、配慮する」といった複合的な意味をもって今日使われている<sup>46</sup>。

きずつきやすさへのケアがなされる社会では、いじめを容認しない、一人ひとりにある個人としての人間としての尊厳が大切にされる文化が育まれていくであろう。そのような教室で、人間の尊厳を守る大人の働きの実際の喜びや苦悩、課題に触れる経験は、今後さらに実際の現場にある対立する見解や困難とその背景を

知り、さまざま感じ探究へとつながり、自分の生き方やどのような社会をつくっていくのかを考えつづけ、対話しつづける場を求めずにはおられないであろう。そのような経験はこれからの道徳教育においてますます重視されると考えられる。

<sup>1</sup> 徳本達夫「道徳教育の歴史」、井ノ口淳三編『道徳教育 改訂版』学文社、2016年、147頁。

<sup>2</sup> 小淵内閣に首相の私的諮問機関として2000年3月24日設置、同年4月5日以後は森内閣に引き継がれる。本稿で取り上げる道徳の特別教科化に至る経緯のなかで提出された報告や答申などはすべてインターネットで閲覧できる。

<sup>3</sup> 『小学校学習指導要領解説 総則編 (抄)』文部科学省、2015年7月、2頁。『中学校学習指導要領解説 総則編 (抄)』文部科学省、2015年7月、2頁。

<sup>4</sup> 同前『小学校学習指導要領解説 総則編 (抄)』、1頁。同前『中学校学習指導要領解説 総則編 (抄)』も同じ。『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』(文部科学省、2015年7月、1頁)と『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』(同前)には引用箇所を示した「(も)」が入る。以下、主として中学校学習指導要領について言及していく。

<sup>5</sup> 『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』文部科学省、2015年7月、2017年7月ともに1頁。

<sup>6</sup> 『中学校学習指導要領』文部科学省、2017年、

3頁。

<sup>7</sup> 同前。

<sup>8</sup> 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法 第6版』岩波書店、2015年3月、82頁。

<sup>9</sup> 『教育基本法制コンメンタール I～IV 解説集』日本図書センター、2004年、15～17頁。

<sup>10</sup> 浪本勝年・三上昭彦編者『「改正」教育基本法を考える—逐条解説—』(北樹出版、2008年、3頁)によれば、「現行教育法体系にはその頂点に日本国憲法があり、また子どもの権利条約などの国際人権条約のほか、これまで営々と蓄積されてきた多くの学説・判例や教育条理なども存在する。新法の解釈・運用は当然ながらそれらの精神に則して行われる必要がある」。

<sup>11</sup> 田中二郎「序」、教育法令研究会『教育基本法の解説』国立書院、1947年12月、3～7頁。

<sup>12</sup> 同前書、2頁。

<sup>13</sup> 同前書、50～57頁。

<sup>14</sup> 同前書、62～63頁。

<sup>15</sup> 『中学校学習指導要領解説 総則編』文部科学省、2017年7月、134～135頁。

<sup>16</sup> 高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第4版』有斐閣、2017年3月、123頁。

<sup>17</sup> 前掲『中学校学習指導要領』、139頁。

<sup>18</sup> 前掲『中学校学習指導要領解説 総則編』2017年7月、27頁。

<sup>19</sup> 前掲『中学校学習指導要領』、142～143頁。

<sup>20</sup> 前掲『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』2017年7月、102頁。

<sup>21</sup> 前掲『中学校学習指導要領』、143頁。

- <sup>22</sup> 前掲『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』2017年7月、105頁。
- <sup>23</sup> 前掲『中学校学習指導要領解説 総則編』2017年7月、29頁。
- <sup>24</sup> 前掲『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』2017年7月、105～106頁。
- <sup>25</sup> 広瀬信「道徳教育の方法」、前掲書『道徳教育』、107～108頁。
- <sup>26</sup> 現在は、淀川キリスト教病院のなかのホスピス緩和ケア病棟にて緩和ケアを実施。
- <sup>27</sup> 「人を思いやるには何が必要なんだろう？」NHK for School On my Way : [http://www.nhk.or.jp/doutoku/onmyway/?das\\_id=D0005130176\\_00000](http://www.nhk.or.jp/doutoku/onmyway/?das_id=D0005130176_00000).
- <sup>28</sup> 青山ゆみこ『人生最後のご馳走—淀川キリスト教病院ホスピス・子どもホスピス病院のリクエスト食』幻冬舎、2015年、144頁。
- <sup>29</sup> NHK 総合「サラメシ」、2017年10月31日放映。
- <sup>30</sup> 前掲、青山『人生最後のご馳走』、108～113頁。
- <sup>31</sup> 山形謙二「ホスピスの歴史 古代ローマから現代へ」、日本ホスピス・在宅ケア研究会『ホスピス入門—その全人的医療の歴史、理念、実践を考える—』行路社、2000年、33～39頁。アルフォンス・デーケン『新版 死とどう向き合うか』NHK出版、2011年、172～178頁。土井健司「カイサレアのバシレイオスと『バシレイアス』—古代キリスト教における病院施設の一考察—」『救貧看護とフィランスロピア』創文社、2016年、117～142頁。
- <sup>32</sup> 池川清子「実践知としてのケアの倫理」、前掲書『ホスピス入門』、143頁。
- <sup>33</sup> 前掲、山形「ホスピスの歴史 古代ローマから現代へ」、39～50頁。谷社吉「人間を癒す医療を求めて—現代ホスピス運動の胎動」、前掲書『ホスピス入門』、55～58頁。前掲書『新版 死とどう向き合うか』、172～178頁。
- <sup>34</sup> シシリー・ソンダースは1918年6月22日、ロンドンに生まれる。オックスフォード大学で政治学、哲学、経済学を学んでいる最中、看護師を志しセント・トーマス病院ナイチンゲール看護学校に入学、看護師資格を取得。脊椎の持病があり看護師の勤務に堪えられないためオックスフォード大学に復学し、公衆社会管理学など社会科学分野のディプロマで最も優秀な成績を修め、戦時学位を得る。アルモナー（医療ソーシャルワーカー）の資格と取得し、セント・トーマス病院のがん治療を専門とする分野に勤務。そこで出会った末期患者たちから多くを学び、その一人であるポーランド系ユダヤ人デヴィッド・タマスと「死にゆく人々がどうやったら安らぎを覚えられるか」語りあった経験はシシリーの働き方をホスピス運動に向けて大きく方向づけるものとなった。シシリーはその後、1893年にハワード・バレット博士によって死にゆく貧しい人のためのホームとして設立された聖ルークスで夜間のボランティア看護師を兼務する。そのホームは「一人ひとり、それぞれ自分の固有の人生を生きている。それぞれの個の尊厳を絶対的なものとして大切にすること、その人はその人自身であって、

ほかの誰でもない。そういう、いわば人格の中心に魂が触れるように努めること、それが我々の義務なのだ」と1905年に客員の修道女によって著された精神や「われわれは当ホームの入院患者を〈症例〉の一つなどとは考えないし、そういう呼び方もしない。それぞれの人はそれぞれの特徴を持ち、それぞれの人生の歴史をもしわば〈小宇宙〉である」というバレット博士の思想が生きている場であった。実際にそのような精神や思想に基づく医療や看護が実践されていることや末期患者の疼痛を緩和する薬の用い方に感銘を受けたシシリーは、セント・トーマス病院の上司の勧めで医師となり、1967年にセント・クリストファー・ホスピスをついに開設。2005年7月永眠。シシリーについては、シャーリー・ドゥブレイ、マリアン・ランキン著(若林一美監訳)『近代ホスピス運動の創始者 シシリー・ソンドース』(日本看護協会出版会、2016年)に詳しい。小森康永編訳『ナースのためのシシリー・ソンドース ターミナルケア 死にゆく人に寄り添うということ』(北大路書房、2017年)の著者紹介など。

<sup>35</sup> 山崎章郎「ホスピスケアはなぜ必要なのか」、日野原重明編著『人が生き、死ぬということ 19歳の君へ』(千葉大学普遍教育教養展開科目「いのちを考える—医療の原点をみつめて」2007年度開講の記録)、春秋社、2008年、16～19頁。前掲書『新版 死とどう向き合うか』、178～182頁。玉井真理子・大谷いづみ編『はじめて出会う生命倫理』有斐閣、2011年、174～175頁。

<sup>36</sup> 土屋徳昭「私たちの願い」、前掲書『ホスピス入門』、12～16頁。前掲、山形「ホスピスの歴史 古代ローマから現代へ」48～50頁。春本幸子「置き去りにされたケア」、前掲書『ホスピス入門』51～54頁。

<sup>37</sup> 田代志門「最期まで生きるために」、前掲書『はじめて出会う生命倫理』、173～174頁。ホスピス運動には、「『生きるべきではない、あるいは生まれるべきではない』とあきらめられた存在」(大谷いづみ「患者および一般市民のための生命倫理教育」、伴信太郎・藤野昭宏責任編集『医療倫理教育』(シリーズ生命倫理学 第19巻)丸善出版、2012年、121頁)はないことになる。生命科学者で進行性の難病に罹患した柳澤桂子は「手足の機能の衰えを補うために、周囲から優しい援助の手が差伸べられる。～優しさは大きな癒しの力をもっている。～私の苦しみをいっしょにわけもとうと手を差し伸べてくれるひとがいるということは、人間のもつもっとも大きな喜びの一つではなからうか。そのような温かい気持ちにまもられて、たいせつに思われている毎日は、たとえ肉体的に苦しくとも心は満たされている。心は癒され、慰められ、安らいでいる」と、人としての喜びの在りかとそれによって病があっても安らぎがもたらされることを綴る。柳澤桂子『癒されて生きる—女性生命科学者の心の旅路—』岩波書店、2004年、20～21頁。

<sup>38</sup> 若林一美「監訳者あとがき」、前掲書『近代ホスピス運動の創始者 シシリー・ソンドース』、545～546頁。

- <sup>39</sup> 前掲書『新版 死とどう向き合うか』、178～179頁。WHOは、スピリチュアルとは「“宗教的”と同じ意味ではない。～人間の“生”の全体像を構成する一因」で「生きている意味や目的についての関心や概念と関わるものとする。淀川キリスト教病院ホスピス編（柏木哲夫・恒藤暁監修、池永昌之ほか執筆）『緩和ケアマニュアル 第5版』2007年、206頁。
- <sup>40</sup> 『がん教育推進のための教材』文部科学省、2016年4月、2017年6月一部改正、12頁。
- <sup>41</sup> 前掲、山崎「ホスピスケアはなぜ必要なのか」、33頁。
- <sup>42</sup> 日本のホスピス黎明期にシシリー・ソングダースのホスピスなどをいち早く日本に紹介した岡村昭彦は、医学部を退学してヴェトナム戦争取材し「未知なる核時代の戦争」や「いのちへの侵襲の無惨さ」を伝えてきた報道写真家。1960年代半ばは生命操作が可能となった医学界に衝撃を受けた岡村には、ホスピスは人権運動としてその目に映った。1980年に開催された第一回ホスピス国際会議報告書を監訳した岡村は、訳者まえがきに、「私たちが、人間の未来を語るために、『ホスピスケア ハンドブック』を机の上に置くとすれば、そのわきには『モモ』と『はてしない物語』が置かれてほしい。死を語ることは生を語ることだ」と記した。米沢慧「岡村昭彦とホスピス—この運動の反省と未来」、シシリー・ソングダースほか編著（岡村昭彦監訳）『ホスピス—その理念と運動』雲母書房、2006年、354～355頁。
- <sup>43</sup> 同前書、2、357～363頁。日本のホスピスケアの課題については癌の末期患者に限られていることが指摘される。
- <sup>44</sup> 前掲、山崎「ホスピスケアはなぜ必要なのか」、33～34頁。
- <sup>45</sup> 鶴見俊輔『教育再定義への試み』岩波書店、1999年、45頁。
- <sup>46</sup> 庄井良信『いのちのケアと育み—臨床教育学のまなざし』かもがわ出版、2014年、72～73頁。